

第5章 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成の方針

交通等バリアフリー基本構想を作成するにあたり、以下のとおり基本方針を定めます。

ア．住民や来訪者など、だれもが利用しやすいＪＲ二日市駅、西鉄二日市駅、西鉄二日市南新駅（仮称）のバリアフリー化の推進

筑紫野市内の中心部にはＪＲ二日市駅、西鉄二日市駅があり、西鉄二日市南新駅（仮称）も予定されています。これらの駅は、筑紫野市のみならず近隣市町村との交通結節点となっており、高齢者や障害者、妊産婦やベビーカー利用者など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進します。

イ．生活関連施設に位置づけられる主要な建築物などのバリアフリー化の推進

主要な生活関連施設のバリアフリー化を推進します。

ウ．旅客施設や生活関連施設を一体的に結ぶバリアフリー化の推進

ＪＲ二日市駅と西鉄二日市駅に挟まれた商店街は古くから発展してきた地区であり、また、両駅の近隣地区には、官公庁施設、商業施設及び福祉施設などの日常生活に必要な施設があり、市内の広範囲から住民の利用がなされています。これら施設間を安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、道路などのバリアフリー化を重点的に推進します。また、この経路の整備にあわせて、ネットワーク化されるべき経路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

エ．ＪＲ二日市駅と温泉施設の風情が感じられる観光施設への快適で歩いて楽しい歩行空間のバリアフリー化の推進

駅周辺には温泉地区もあり、市内のみならず、来訪者も多いことから、安全で歩いて楽しい歩行空間にも配慮して整備を進めます。

オ．関連する各種施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

各種施策を円滑かつ効果的に実施していくため、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることのできるような事業推進体制をめざします。